

第2 基本計画の位置づけ及び現状整理

「本渡地域複合施設建設基本計画(以下、「本計画」という。)」の策定にあたり、「天草市第2次総合計画(以下、「総合計画」という。)」との整合性を図ると共に、建設予定地や複合化する対象施設の現状について、整理を行いました。

1 上位計画との整合性

「第2次天草市総合計画(平成27年度～平成34年度)では、まちづくりの基本理念として

『人が輝き 活力あふれる 日本の宝島“天草”』

と定め、「将来にわたって夢と希望に満ちあふれた宝の島」を創ることを目指すこととしており、次の5つの将来像を掲げています。この将来像の実現に向けた前期基本計画の各政策との関連を次のように整理しました。

複合施設の整備は、これらの理念、指針、政策方針等に則って行うものとします。

- I 豊かで活力ある産業のまち
- II 文化を育み人が輝くまち
- III 安らぎのある快適なまち
- IV 未来を拓く社会基盤が充実したまち
- V 自治体経営が安定したまち

「本渡地域複合施設建設基本計画」の策定において、第2次天草市総合計画の基本構想及び基本計画との関連は、次のように整理されます。

(1) 財政基盤・経営力の強化(政策)

ア 市有財産の利活用、整理・統廃合、再配置

(ア) 広域な視点や地域の特性、利用状況などを考慮し、必要性や効率性などの視点から、市有財産の利活用、整理・統廃合などの方向性を示す。

(イ) 市民の安全性、利便性を考慮しながら計画的な維持管理による長寿命化や再配置及び廃止等の検討を行い、ファシリティマネジメント(注1)の考え方にに基づき、有効活用に努める。

(注1)市が所有する施設等を最も合理的、かつ効率的に管理・活用するための経営手法

◇成果指標

●行政財産の施設数

平成25年度(現状値)813 → 平成34年度(目標値)660

(2) 生涯学習の充実（政策）

ア 生涯学習の推進

- (ア) 市民のさまざまな学習要求に応え、生涯にわたり学べる環境を実現するため関係機関と連携を図り、子どもから高齢者まで、年齢に関係なく学習機会の充実に努める。
- (イ) 特に、青少年の健全な育成は大きな課題として捉え、青少年関係団体に対する各種の支援を行う。

イ 社会教育施設の整備

- (ア) 市民の学習や集いの場である社会教育施設については、生涯学習の拠点として多くの市民が有効活用できるように整備充実を図る。
- (イ) 特に、老朽化が著しい社会教育施設については、複合的施設などへの再編等を踏まえ、今後の施設のあり方についての整備方針等を定めて取り組む。

◇成果指標

- 生涯学習環境に対して満足している市民の割合
平成26年度(現状値)17.5% → 平成34年度(目標値)49.1%
- 青少年が健全に成長していると思う市民の割合
平成26年度(現状値)58.1% → 平成34年度(目標値)76.5%
- 市民が利用する施設が充実していると感じる市民の割合
平成26年度(現状値)31.8% → 平成34年度(目標値)55.4%

(3) 男女共同参画社会・市民活動の推進（政策）

ア 男女共同参画の推進

- (ア) 男女が互いに人権を尊重し、個性や能力に応じて活躍できるように、男女共同参画の意識づくりと性別役割分担意識の解消を図るための教育・啓発に取り組む。
- (イ) 女性の活躍を進めるために人材育成の充実を図り、政策・方針決定の場へ女性の登用を促進することで、男女共同参画社会の実現をめざす。

イ NPO等市民活動(団体)への支援の充実

- (ア) 市民の地域課題解決に向けての自主的な取り組みが継続できるよう支援することで、新たな公共の担い手としての市民の意識を高める。
- (イ) 市民が自主的な活動に取り組むための環境づくりと、それをコーディネートする仕組みを構築することで、市民の社会参加の機会を積極的に提供する。

◇成果指標

- 性別によって役割を固定する考え方に反対する市民の割合

平成26年度(現状値)44.7% → 平成34年度(目標値)73.3%
 ●NPOや市民活動に参加したことがある市民の割合
 平成26年度(現状値)18.2% → 平成34年度(目標値)25.0%

(4) **健康づくりの推進（政策）**

ア 健康的な生活習慣の定着

- (ア) 適正体重の維持、適切な量・質の食事の摂取ができ、日常生活の中で運動習慣を身につけている市民の増加に努める。
- (イ) 禁煙を推進し、歯の喪失を予防するため、より早い世代からの虫歯及び歯周病の発症予防に努める。さらに、休養・こころの健康の大切さについて、市民への情報提供に努める。

イ 地域・関係者と連携した健康づくり

- (ア) 市民の健康づくりを後押しする環境づくりとして、企業・地域・ボランティアと連携し健康づくりを普及啓発する人を増やし、正しい情報が市民へ伝わるよう工夫する。
- (イ) これまで行政が中心となり育成してきた人材を、新たに健康づくりの地域リーダーとして位置づけ育成強化を図る。

ウ ライフステージに応じた健康増進の取り組みの推進

- (ア) 乳幼児から高齢者まで地域・職場等を通じて、市民全体に対して健康づくりのための働きかけを行う。
- (イ) 基本的な生活習慣の確立を図り、生活習慣病の発症予防から重症化予防までの働きかけを通して、市民の健康ニーズを十分に把握しながらライフステージ・健康レベルに応じた健康増進の取り組みを推進する。

◇成果指標

- 健康に気をつけて生活している市民の割合
平成26年度(現状値)84.8% → 平成34年度(目標値)93.2%
- 健康づくり活動に取り組んでいる市民の数(食生活改善推進員数)
平成25年度(現状値)423 → 平成34年度(目標値)576
- 3大死因による死亡者の割合
平成25年度(現状値)51.2% → 平成34年度(目標値)49.2%
- 健康寿命
平成25年度(現状値)男性 78.25 歳 女性 83.50 歳
→ 平成34年度(目標値)男性 79.15 歳 女性 84.40 歳

2 建設計画予定地

(1) 建設計画予定地の概要

- ア 地番等:天草市浄南町 62 番(8,237 m²)、66 番 1(631 m²)、71 番(12,932 m²)
74 番(2,495 m²)、83 番(583 m²) ※道、87-2 及び 251-1 との筆界未定)、151 番(2,957 m²)、
491 番(272 m²)【地目:学校用地 日本渡中学校跡地・平成 22 年 3 月廃校】
- イ 敷地面積:28,107 m²
- ウ 敷地周辺図

図1【・赤線囲い部＝建設予定地 ・青点線囲い部＝市施設(運動公園、市民センター)】

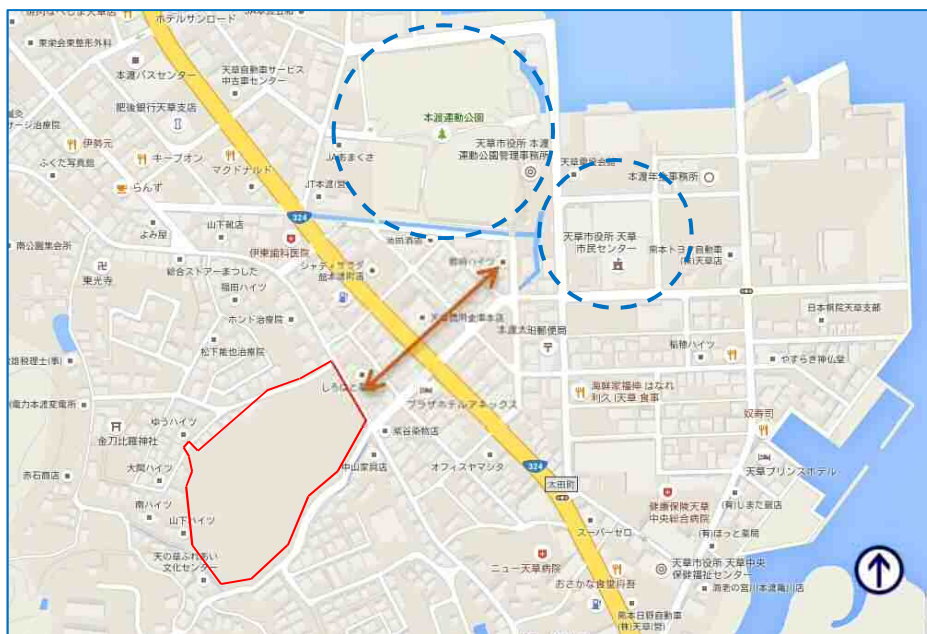


図2【敷地拡大(番号は写真の撮影位置、点線は用悪水路)】





①計画地全景



②計画地内より西方向を望む



③計画地内より北東方向を望む



④計画地内より東方向を望む

エ 主な接道

- (ア) 東側 道路幅員 6.21m (市道 亀川馬場線)
- (イ) 南側 道路幅員 4.71m (市道 浄南太田町線)

オ 現況

- (ア) 周囲環境 / 周辺は住宅地です。近隣に国道 324 号線が通っています。
- (イ) 高低差 / 学校用地であったため、おおよその部分は平地に造成されていますが、計画地内西側に旧体育館跡地であった地盤の高い部分が存在します(次頁図A)。また、計画地北側の隣地・道路と計画地は、一部を除いて約8mの比較的大きな高低差(次頁図B)があり、計画地側が低い位置関係にあります。
- (ウ) 用悪水路 / 敷地内には二本の用悪水路が存在し、雨水を敷地南に流れる開渠(敷地外)に排水しています。



図A(地盤の高い部分)



図B(大きな高低差)



⑤用悪水路 敷地拡大図(点線表示)



⑥用悪水路

カ 都市計画上の位置づけ:

天草市都市計画マスタープラン(平成 26 年 11 月)によると、計画地は、本渡都市計画区域における高度な都市機能を誘導するとして「都市核ゾーン」に含まれます。また、国道 324 号をはさんだ本渡運動公園、天草市民センター・体育館・武道館、中央図書館を含むエリアとあわせて、「文化レクリエーション拠点」として位置づけられています。

(2) 計画地の利活用

ア 計画地は、複合施設敷地の他に、下表施設の敷地もあわせて整備する計画とします。

施設	概略面積	概要
複合施設	14,700 m ²	建物、駐車場、駐輪場
代替地	4,000 m ²	都市計画道路整備に伴う代替地として確保
その他用地	5,500 m ²	基本設計等で施設の全体像決定後に、緑地(2,500 m ²)を含め 区画等について有効活用を図る
道路拡幅等	3,907 m ²	
敷地面積合計	28,107 m ²	

イ 南側道路については、複合施設へのアクセスを向上させるため道路の拡幅(道路幅員約9.5m)を予定しています。

ウ 複合施設敷地内には建物、駐車場、駐輪場のほか、適宜緑地を設けます。

(3) 法規制データ

ア 計画地に係る法規制は次のとおりです。

- ・用途地域 : 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域(東側一部)
- ・防火指定 : 防火地域指定なし 建築基準法 22 条地域
- ・都市計画による指定建蔽率 : 60% (第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域とも)
- ・都市計画による指定容積率 : 200%(第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域とも)

日影規制	エリア	日影規制時間	測定面
	第1種中高層住居専用地域	2.5 時間 / 4.0 時間	平均地盤面+4m
	第1種住居地域	3.0 時間 / 5.0 時間	平均地盤面+4m

※日影を生じさせてはならない時間境界線から 10m以上 / 5~10m

※第1種住居地域とは住居の環境を守るための地域です。3,000 m²までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

※第1種中高層住居専用地域とは中高層住宅のための地域です。病院、大学、500 m²までの一定の店舗などが建てられます。

(4) 関連する主な法令等

関連するおもな法令・条例・行政指導は次のとおりです。(設計時には再確認が必要です。)

ア 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)および同法関連法規

(ア) 必要な届出等: 建築基準法第 18 条に基づく通知(計画通知)

(イ) 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)および同法関連法規

- (ウ) 必要な届出等:計画通知(もしくは確認申請)の際、建築基準法第 93 条(消防同意)に基づきあわせて審査。
- イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称バリアフリー新法 平成 18 年法律第 91 号)、同法関連法規および熊本県高齢者、障がい者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例(通称やさしいまちづくり条例 平成 7 年県条例第 16 号)
 - (ア) 条例については、第 17 条に基づき条例施行規則第 6 条に規定される整備基準に適合する計画とする。
 - (イ) バリアフリー新法については、関連法規として計画通知の際、審査。
- ウ エネルギー使用の合理化に関する法律(通称省エネ法 平成 54 年法律第 49 号)および同法関連法規
 - (ア) 必要な届出等:省エネ計画に関する届出が必要。(H29.4.1 以降は、届出不要。計画通知の際に審査)
 - (イ) 第一種特定建築物(2000 m²以上の新築・増築他)に該当。
- エ 熊本県地球温暖化の防止に関する条例(平成 22 年県条例第 16 号)
 - (ア) 必要な届出等:熊本県地球温暖化の防止に関する条例第 32 条第 1 項に基づく届出。
- オ 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号) および同法関連法規
 - (ア) 住宅地敷地、その他用地の計画も併せ、設計時に確認が必要。具体内容に応じ、都市計画法 34 条に基づく開発協議が必要。

3 対象施設の利用状況の整理

(1) 対象施設の概況

複合化対象施設は、「天草市立中央図書館(昭和 52 年築)」、「天草中央保健福祉センター(昭和 57 年築)」、「本渡地区公民館および天草市勤労青少年ホーム(昭和 48 年築)」および「天草市男女共同参画センター(以下「ぽぼらす」という。/昭和 52 年築)」の5つです。

機能的には、「文化・教育施設」である図書館、同じく「文化・教育施設」である公民館・青少年ホーム・ぽぼらす、「福祉・厚生施設」である中央保健福祉センターに分類されます。

各施設の現在の概要については、下表のとおりです。

	中央図書館	男女共同参画センター	公民館	勤労青少年ホーム	中央保健センター
築年数	昭和52年	昭和52年	昭和48年	昭和48年	昭和57年
	(築39年)	(築39年)	(築43年)	(築43年)	(築34年)
延床面積	893.63㎡	333.1㎡	340.55㎡	648.6㎡	1520.19㎡
	2階建て	平屋建て	1階部分	2・3階部分	2階建て
設置法律	図書館法		社会教育法	旧勤労青少年福祉法	地域保健法
	S25年法律第118号		S24年法律第207号	S45年法律第98号	S22年法律第101号
職員	館長、司書その他必要な職員を置く 条例第3条	市長が管理 条例第3条	館長その他必要な職員を置く 条例第3条	館長その他必要な職員を置く 条例第3条	市長が管理 条例第3条
休日	月曜日、1/1～3、12/29～31	土・日・祝日	1/1～3、12/29～31	土・日・祝日	土・日・祝日
	条例第4条	1/2・3、12/29～31		1/2・3、12/29～31	1/2・3、12/29～31
		条例第5条	条例第4条	条例第5条	条例第5条
利用時間	平 9:00～18:00	8:30～17:00	9:00～22:00	13:00～22:00	8:30～17:00
	土・日・休 9:00～17:00				
	条例第5条	条例第6条	条例第5条	条例第6条	条例第6条
委員会	天草市立図書館協議会			天草市勤労青少年ホーム運営委員会	
	条例第6条			条例第20条	
料金等	※最大貸出数量・期間	使用料は無料	大会議室: ¥200/h	スポーツ室: ¥300/h	会議室: ¥300/h
	図書個人: 10冊、15日	※冷暖房費のみ	小会議室: ¥100/h	調理実習室: ¥400/h	保健指導室(和室): ¥100/h
	図書団体: 100冊、1か月			茶室生花室: ¥100/h	栄養指導室: ¥400/h
	視聴覚教材: 5点、7日			和室: ¥200/h	集会室: ¥1,000/h
	視聴覚機材: 5日			音楽室: ¥100/h	
	施行規則第7条	条例第10条	条例第9条	条例第10条	条例第9条
※ 男女共同参画センターは、中央図書館との共用部分を含む					

(2) 各施設の利用状況

各室の利用状況について、各施設の運用実績および現地調査を基に整理を行いました。

ア 天草市立中央図書館

中央図書館の年間利用者数、貸出等の実績は、下表のとおりです。

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
利用者数(人)		63,635	66,561	69,285	70,681
登録者数(人)		5,551	5,489	5,938	5,985
蔵書数(冊)	一般書	77,275	78,670	82,149	85,789
	児童書	45,894	46,466	47,532	48,725
貸出数(冊)		270,699	282,961	285,908	294,415
住民一人当たりの貸出数(冊)		6.7	7.4	7.5	7.8
H24～27年度の図書館利用状況					

平成24年度からの利用者および登録者数は、年により差はありますが、全体的には増加しており、今後も増加する方向であると考えられます。同じく、蔵書数についても購入・寄贈を含め、増加の方向に進んでいます。また、貸出数についても年々増加傾向を示しています。

施設については、ぼぼらすと併設しており会議室等の一部を共有、また、「1階」に一般書・児童書の開架エリア、それぞれの閲覧スペース及び事務室・貸出カウンター等があり、「2階」には閉架書庫、郷土資料等が納められたエリア及び閲覧・スタディールーム等という構成になっています。

全体的に解放感に乏しく、閲覧スペースや書架間通路も狭く、バリアフリーに対応できていない状況となっています。また、開架及び閉架書庫が不足しており、会議室等を閉架書庫として代用しています。それでも納まらない書籍は、建物バックヤード部に積み上げられ、建物外の倉庫にも保管されています。

さらに、移動図書館への本の積み下ろしは、屋根等のない場所で行われており、荒天時には書籍が風雨にさらされる状況となっています。



↑ 外観



↑ 開架の様子



↑ 書庫に転用されている会議室



↑ バックゾーンの様子

(3) 天草中央保健福祉センター

平成 24 年度から 25 年度にかけて、利用者の数は年間約 3,300 人減少していますが、平成 26 年度から 27 年度にかけては、約 1,500 人増加しています。

利用者一覧表

(単位:人)

係	使用目的	24年度	25年度	26年度	27年度
成人保健係	地域健診	1,513	1,518	1,575	1,568
	健康相談	673	673	415	717
	その他	1,453	1,472	1,628	1,469
母子保健係	乳幼児健診・予防接種	6,260	4,579	3,774	4,467
	その他	674	376	771	625
健康増進係	食生活改善推進事業 関係	1,304	1,090	1,065	925
	運動教室 関係	3,664	2,246	2,894	3,133
	利用許可	2,031	2,278	2,132	2,904
	ボランティア室	2,400	2,400	2,400	2,400
合計		19,972	16,632	16,654	18,208

施設の現状は、ホールを使用した健診、会議室を利用した相談等、有すべき機能を満たしていない室による対応となっており、業務の効率性、プライバシーの確保といった部分など満足を得られていない状況と想定されます。

また、業務上、個人情報扱うことからそれら書類の保存・管理等には細心の注意が払わなければなりません、十分な対策を取れていない状況となっています。

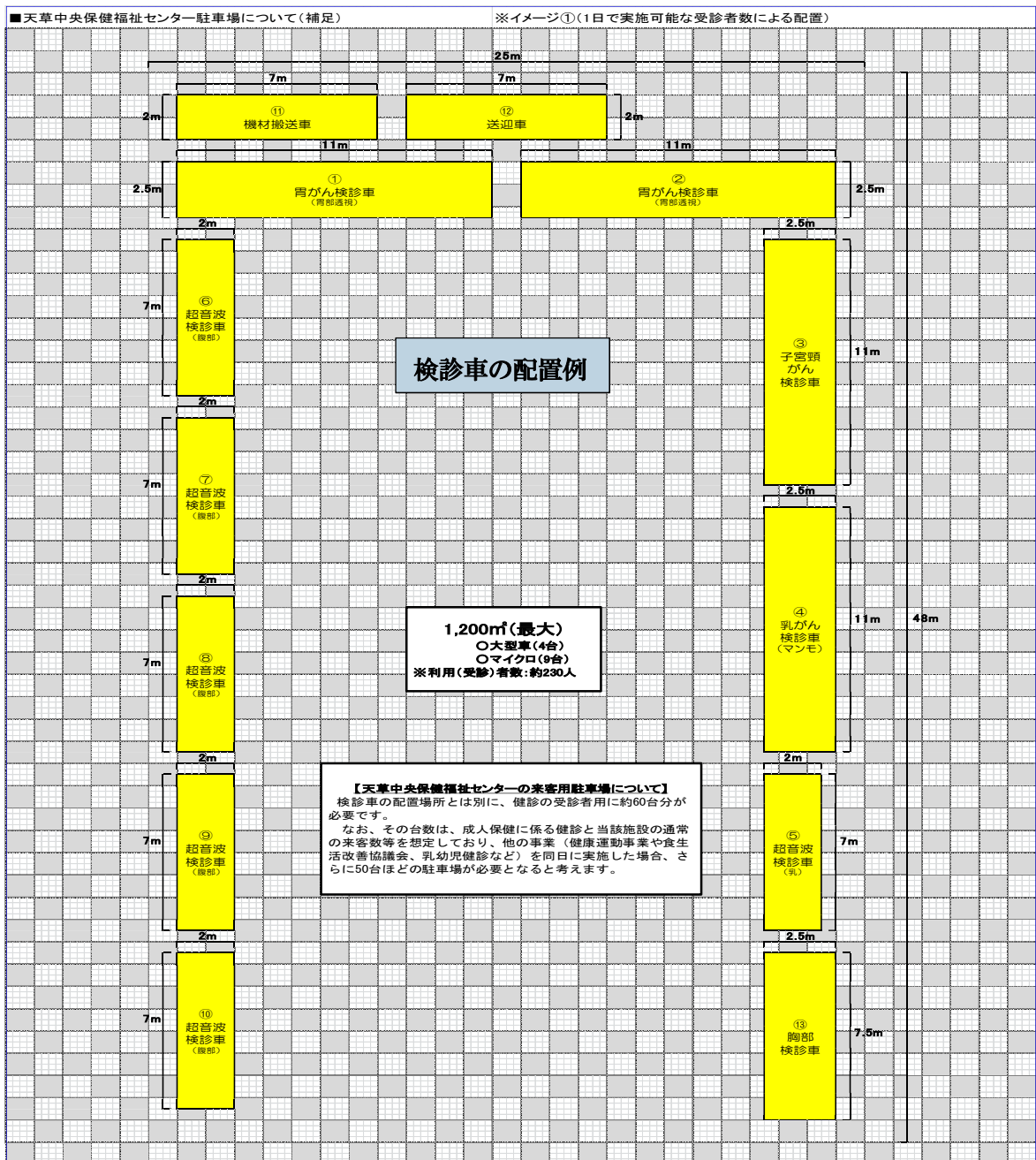
検診車を利用した健康診断等を行う場合がある(平成 27 年度では、8 月から 9 月の間で 10 日間)ことから、検診車が配置可能な屋外スペースを設けるとともに、関連諸室が検診車配置エリアと近接する必要があります(次頁参照)。



↑ 様々な機能に転用される小室類



↑ 健診室としても利用されるホール



(4) 本渡地区公民館および天草市勤労青少年ホーム

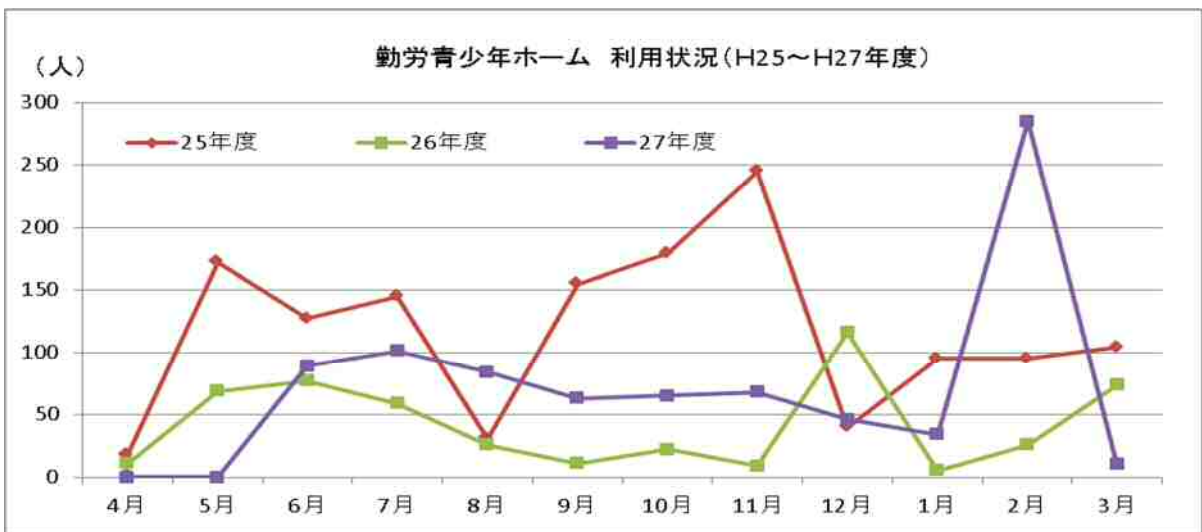
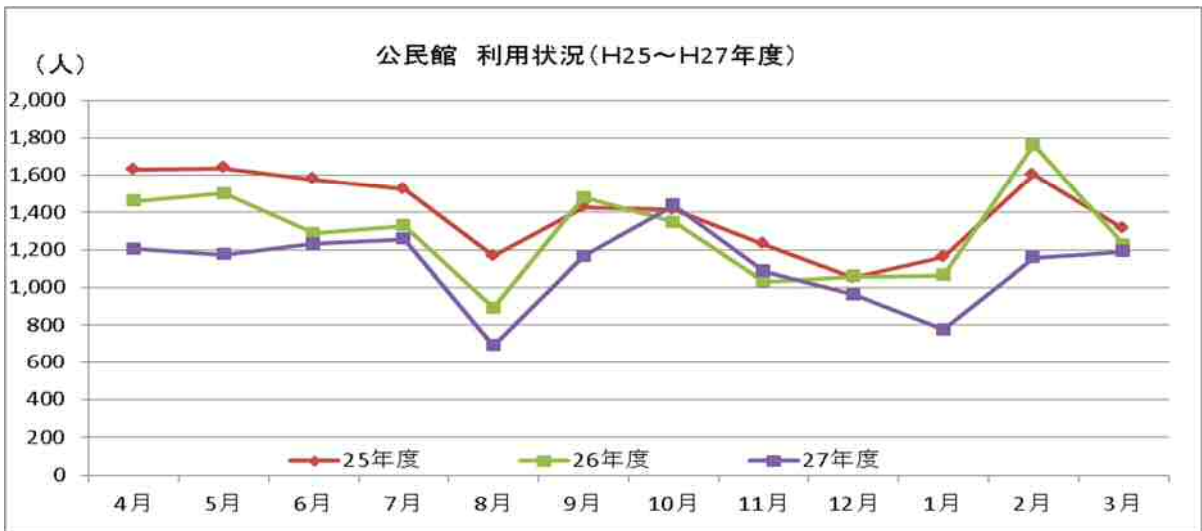
公民館および青少年ホームは一つの建物を供用しています。公民館の利用時間は午前9時から夜10時までとなりますが、勤労青少年ホームの利用時間は午後1時から夜10時までとなっております。それぞれで、講座・セミナー・自主学級等を開催しています。

また、本渡中学校の分教室である「カワセミ学級」が同施設内に設置されています。

過去4年間利用状況は次のとおりです。

室名	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
公民館	—	16,741	15,455	13,774
勤労青少年ホーム	—	1,406	505	857
合計	20,424	18,147	15,960	14,631

※ H24年度は合計のデータのみ



H25～H27年度 公民館および勤労青少年ホームの利用状況

公民館では、「大会議室」、「スポーツ室」、「音楽室」の利用者数が高く、青少年ホームでは利用している部屋と時期は特定されてはいますが、「調理実習室」、「和室」が比較的多数に利用されております。

現状においても各室を共有しながら使用しているところではありますが、他の施設との複合化により、より調整を要するものと考えられます。

平成27年度の1年間の総利用者数(14,631人)に占める「茶室生花室」および「陶芸室(屋外)」の利用者数の割合は3.3%(490人)と少なく、現状屋外にある「陶芸室」は、既存の位置に残すことを含めて、今後検討していきます。



↑ 公民館 小会議室



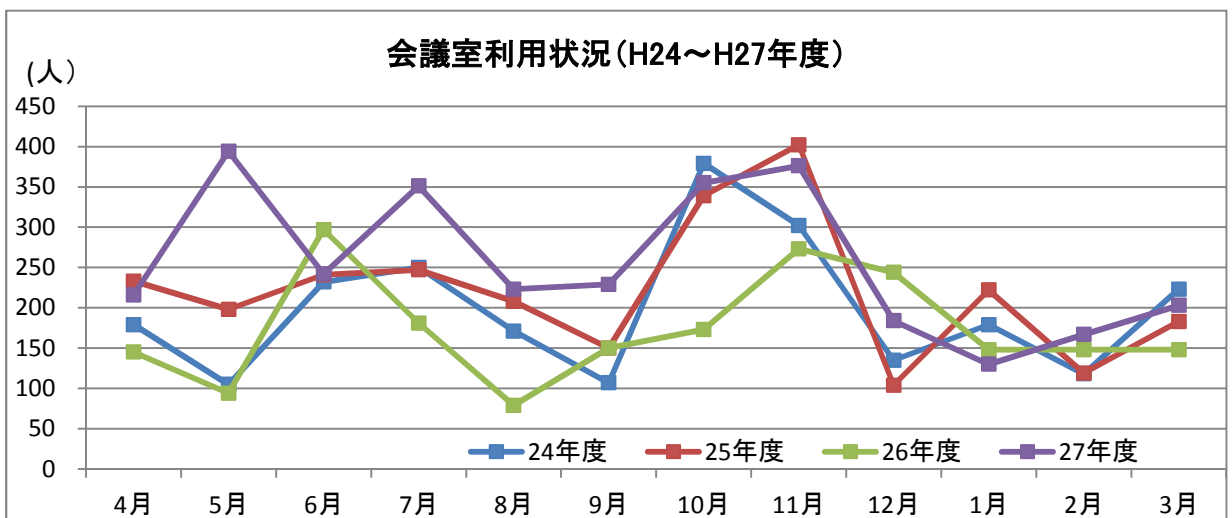
↑ 勤労青少年ホーム スポーツ室

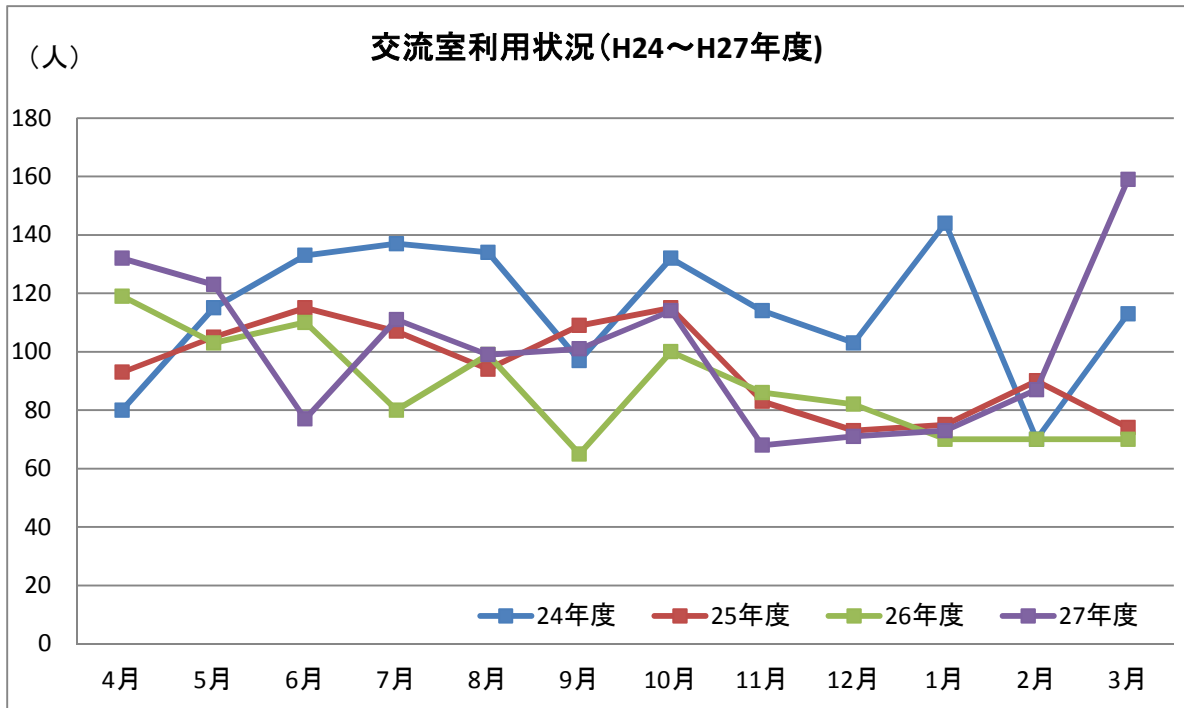
(5) 天草市男女共同参画センター(ぼぼらす)

中央図書館に併設した建物に入居しており、図書館と共有の会議室のほか、交流の場として利用できる交流室を有しています。

「会議室」および「交流室」の過去4年間の月別利用人数の状況は下記のとおりです。

室名	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
会議室	2,380	2,646	2,080	3,070
交流室	1,372	1,133	1,054	1,215
合計	3,752	3,779	3,134	4,285





H24～27 年度 ぽぼらすの利用状況

27年度においては、10月から12月の「会議室」の利用状況が他の月と比べ多く、共有化するにあたってはこの時期の利用状況を考慮したものとしなければなりません。また、「交流室」については図書館とも共有しており、通年で利用されていることから共有化にあたっては規模等を含め、検討を要する部分です。



↑ 外観



↑ 交流室

4 複合化するにあたっての留意点

(1) 共用化の留意点 - ①スペース

- ア 複合化の際、スペースの共用化による施設効率の向上が期待されます。事務室や会議室、多目的室等を中心に、可能な限り共用化を図ります。
- イ 市民の利用頻度の高い施設が複合化されますので、各室のこれまでの利用状況(使用目的、時間、人数等)を十分に精査し、室の配置、大きさ、室数を決定します。
- ウ プライバシーの保護が要求される室などに関しては、十分な独立性を確保します。

(2) 共用化の留意点 - ②時間帯

- ア 各複合化既存施設利用時間および休館日は、施設の性格により違いが見られます。複合化にあたっては、各室等の配置・動線・セキュリティといった平面計画と合わせた運用計画を策定します。(※P11 対象施設の概況で示した表を参照)

(3) 共用化の留意点 - ③その他

- ア 利用者が快適に、使いやすい施設であることを実現するためには、職員が使いやすい施設であることも重要です。よって、動線や管理体制も含めた各室の配置を行います。

(4) 施設の用途についての留意点

- ア 一区画 300 m²以上又は固定席を有する集会所的機能を担う室は、熊本県の建築基準法の運用においては「集会場」にあたるため、計画地の用途地域内においては計画できません。(※建築基準法例規集 2012 年版)

- イ 複合施設は、多用途の集積した複合用途となります。

各部の用途は以下の通りです。

- 天草市立中央図書館 :「図書館」
- 天草中央保健福祉センター :「保健センター」
- 公民館・勤労青少年ホーム・男女共同参画センター :「市民活動の場」など

- ウ 建設予定地は第1種中高層住居専用地域内であるため、近隣の住居環境を害する恐れが少なくなるよう「騒音、振動、日照、通風、悪臭、排水及び火災危険度」に関する事項について十分に配慮します。

(5) 各施設についての留意点

各複合化対象施設についての留意点は以下の通りです。

- ア 天草市立中央図書館

(ア) 開架、閉架とも不足(現状:開架書庫7万冊、閉架書庫6万冊)している状況であり、今後の

資料増加(年間 5,000 冊程購入・寄贈)も見込んだ収蔵量を確保する必要があります。

- (イ) 閲覧エリアについては、書架間隔、閲覧スペースを広くとり、ゆとりある空間構成である必要があります。
- (ウ) 落ち着いた空間、調べ物を行うのに適した空間を設ける必要があります。
- (エ) ニーズの多様化への対応のため、レファレンスサービス、司書の配置等を考慮した施設づくりと郷土資料や専門書等を自由に閲覧できる環境を整備する必要があります。
- (オ) 移動図書館への本の積み下ろしは、天候等に影響されないよう屋根つき若しくは風雨を避けられる措置をとる必要があります。

※レファレンスとは、図書館利用者の要求に応じ、適切な情報源(本や新聞・雑誌など)もしくは情報を結びつける人的支援サービス。

イ 天草中央保健センター

- (ア) 健診・検査に利用する諸室は、必要な環境・機能を整備する必要があります。
- (イ) 相談室等はプライバシーの保護に配慮した配置・仕様上の工夫が必要です。
- (ウ) 検診車を利用した健康診断等を行う際、検診車スペース、受診者の駐車場及び保健センター以外の施設利用者の駐車場の確保も考慮した駐車場の計画が必要です。
- (エ) 市民の健康増進及び保健衛生の向上をめざした施設であることから、複合施設全体を禁煙にすることが望まれます。

ウ 本渡地区公民館および天草市勤労青少年ホーム

- (ア) 各室の機能は、他施設にも類似機能室とあわせて、共用化の対象となりますが、利用実態を的確に把握したうえで、既存の活動を維持できるよう配慮する必要があります。
- (イ) 利用者数の少ない室(茶室・生花室)もあることから、それらについては今後の需要も検討のうえ、複合施設に設けるか否かの検討をする必要があります。
- (ウ) 「カワセミ学級」については、施設の性格をよく理解したうえで、配置等考慮する必要があります。

エ 天草市男女共同参画センター(ぼぼらす)

- (ア) 会議室の利用が高く、月によっては非常に利用率が高まるため、複合化にあたっては他の施設の利用状況を把握した整理が必要となります。
- (イ) 現時点では、施設として有している部屋は2室ですが、複合化することで活用できる場が増えることが想定されます。
- (ウ) 公民館等と同様、市民活動全般を支援していくのにふさわしい施設・機能を有することが望まれます。